

三重県警察本部訓令第6号

警察本部
警察学校
警察署

項目コード	L 0 4 0 1
保存期間	30年
廃業年月日	平成53年3月11日
担当係	暴力団対策係

三重県暴力団排除条例施行規則の規定に基づく口頭による弁明、説明及び意見を聴取する警察職員の指定に関する訓令を次のように定める。

平成23年3月11日

三重県警察本部長 河合 潔

三重県暴力団排除条例施行規則の規定に基づく口頭による弁明、説明及び意見を聴取する警察職員の指定に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県暴力団排除条例施行規則(平成23年三重県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)の規定に基づいて行う口頭による弁明、説明及び意見の聴取に関し、これを聴取する警察職員の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(口頭による弁明、説明及び意見の聴取)

第2条 規則第5条第1項、第9条第1項及び第13条第1項の規定により警察本部長が指定する警察職員は、暴力団対策意見聴取官とする。ただし、暴力団対策意見聴取官に事故があるときは、あらかじめ刑事部組織犯罪対策課長が指定した職員がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。